

亀山市公告第18号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市産業環境部農林振興課に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

令和6年5月2日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

溝渠^{きよ}

2 法定外公共物の所在及び面積

亀山市関町鷺山字石場783番 29㎡